令和7年度 日向市結婚新生活応援事業補助金 事前チェックリスト

☑申請前に、全ての対象要件を満たしているかご確認ください。

【補助対象要件】

チェック欄	対象要件(すべてに該当していること)
	令和7年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理されている。
	婚姻日の時点で、夫婦ともに 39 歳以下である。
	申請時点で、婚姻を機に新たに取得・賃借した住所に住民票を移している。
	 ◆所得証明書を取得してご確認ください。 夫婦の所得の合計が 500 万円未満である。 ※所得が 500 万円以上の場合、奨学金の返済をしている方は所得合計から差し引くことができます。 差し引くことができる返済額は、所得証明書と同一期間に支払った額です。 ○R7.4.1~R7.5.30 に申請する方: R6 年度証明 (R5 年所得分) / 返済期間 R5.1.1~R5.12.31 ○R7.6.2~R8.2.27 に申請する方: R7 年度証明 (R6 年所得分) / 返済期間 R6.1.1~R6.12.31
	◆完納証明書を取得してご確認ください。 日向市税等の滞納がない。 ※非課税の方や R8.1.1 以降に転入された方は完納証明書を取得できません。 非課税の方は、完納証明書の代わりに、日向市民税の「非課税証明書」を提出してください。 R8.1.1 以降に転入された方は提出不要です。
	夫婦ともに日向市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない。
	申請日から、6ヵ月以上継続して本市に居住する意思がある。
	他の公的制度による家賃補助等を受けたことがない。
	夫婦ともに、過去に本補助金(他の自治体が実施するものを含む。)の交付を受けたこと がない。

\ ご不明な点は、お気軽にご相談ください! /

【問い合わせ】

日向市役所 総合政策課(2階7番窓口)

電 話:0982-66-1001

メール: sougou@hyugacity.jp

